



株式会社長崎建創

有料職業紹介事業許可番号：42-ユ-300128

返戻金制度について

【 返戻金制度に関する事項 】

当社の紹介により就職した者が入社後本人の都合により退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

1. 入社後1か月以内に退職した場合	75%
2. 入社後2か月以内に退職した場合	50%
3. 入社後3か月以内に退職した場合	25%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。